

資 料

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第17条）

第3章 倉吉市男女共同参画推進市民会議（第18条—第22条）

第4章 補則（第23条）

附則

市は、倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例（平成6年倉吉市条例第20号）を制定し、人権を尊重する社会を目指したまちづくりを進め、また、くらし男女共同参画プランを策定し、倉吉市男女共同参画都市宣言（平成15年）を行うなど、男女共同参画社会の推進に積極的に取り組んできました。しかし、男女の役割を固定的にとらえる意識が依然として根強く存在しており、真の男女共同参画の達成には、まだ多くの課題が残されています。

また、少子高齢化、高度情報化、国際化の進展等、急速に変化する社会環境に対応していく上で、一人ひとりの人権が尊重され、社会のあらゆる分野で、その個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要です。

このような中で、市民参加による条例づくりを目指して発足した倉吉市男女共同参画推進条例をつくる会において、幅広い市民の多様な考えを集約した提言が取りまとめられたところです。

市は、この提言を踏まえ、市、市民及び事業者との協働により男女共同参画社会を総合的かつ計画的に推進することを決意し、ここにこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人及び個人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりがその個性と能力を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

(3) 市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を主要な施策として位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国際社会や国内の情勢を踏まえ、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携と協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為

(3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるよう努めるとともに、第18条に規定する倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を聴くものとする。

3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の収集及び調査研究)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関し、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(普及広報活動)

第10条 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるために必要な普及広報活動を実施するものとする。

2 市は、学校教育をはじめとする家庭、地域、職場等あらゆる分野の教育を通じて、基本理念に対する理解が深まるよう努めるものとする。

3 市は、基本理念に対する市民及び事業者の関心と理解を深めるため、倉吉市男女共同参画推進月間を設けるものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

(活動の支援)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(家庭生活とその他の活動の両立支援)

第13条 市は、男女が共に、家庭生活における活動と職場や地域等における活動とを両立できるように、子育て、家族の介護等において必要な施策を積極的に推進するものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第14条 市長その他の市の執行機関は、附属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数が均衡するよう努めるものとする。

(相談申出への対応)

第 15 条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して、市民又は事業者から相談の申出があった場合は、関係機関等と連携し適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情申出への対応)

第 16 条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出があった場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、第 18 条に規定する倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を聴くことができる。

(推進体制の整備)

第 17 条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する取組みを支援する活動拠点の整備に努めるものとする。

第 3 章 倉吉市男女共同参画推進市民会議

(市民会議の設置)

第 18 条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策及び重要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、倉吉市男女共同参画推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(市民会議の組織等)

第 19 条 市民会議は、15 人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 20 条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 21 条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(市民会議への委任)

第 22 条 第 19 条から前条までに定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市民会議が定める。

第 4 章 補則

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項、第 16 条第 2 項、第 18 条から第 22 条までの規定は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画は、第 8 条第 1 項の規定に基づき策定された計画とみなす。

倉吉市男女共同参画推進本部設置規程

(平成 17 年 11 月 1 日訓令第 16 号)

(設置)

第 1 条 倉吉市男女共同参画推進条例（平成16年倉吉市条例第30号）第17条の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の形成に関する施策（以下「施策」という。）について、円滑かつ効果的に推進するため、倉吉市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 施策の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、企画振興部長をもって充てる。

3 本部員は、倉吉市企画審議会規程（平成 9 年倉吉市訓令第 5 号）第 2 条第 3 号から第 10 号までに掲げる者のうちから本部長が任命する。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 推進本部の所掌事務を効果的に遂行するため、推進本部に幹事会を置き、代表幹事及び幹事をもって組織する。

2 代表幹事は、人権局長をもって充てる。

3 幹事は、市職員のうちから本部長が任命する。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、企画振興部において処理する。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日訓令第 1 号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月26日訓令第 1 号）

この訓令は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 4 月21日訓令第 4 号）

この訓令は、平成22年4月21日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日訓令第6号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

くらし男女共同参画推進スタッフ会設置要綱

(設置)

第1条 倉吉市男女共同参画推進条例(平成16年倉吉市条例第30号)第17条の規定に基づき、男女共同参画社会の実現をめざし、市民と行政がともに連携をとりながら家庭、地域及び職場において男女共同参画の理解を深めるための啓発活動を行う「くらし男女共同参画推進スタッフ会」(以下「スタッフ会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 スタッフ会は、次に掲げる役割りを担うものとする。

- (1) 男女共同参画に対する住民への理解を推進すること。
- (2) 市が行う住民に対する啓発活動への協力に関すること。

(構成)

第3条 スタッフ会は、次に掲げる者(以下「スタッフ」という。)を持って構成する。

- (1) 倉吉市各地区自治公民館協議会からの推薦を得た男女各1名。
- (2) 商工関係団体等からの推薦を得た者。
- (3) 公募による者。

(リーダー及びサブリーダー)

第4条 スタッフ会にリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダー及びサブリーダーは、スタッフの互選によりこれを定める。
- 3 リーダーは、スタッフ会の会務を総理し、スタッフ会を代表する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 スタッフの任期は、1年とする。

- 2 スタッフは、再任することができる。

(庶務)

第6条 スタッフに関する庶務は、企画振興部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰要綱

平成27年2月2日要綱

(目的)

第1条 この要綱は、倉吉市男女共同参画推進条例（平成16年倉吉市条例第30号。以下「条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、男女の固定的役割分担意識の是正その他の男女共同参画社会の実現に向け貢献した市民及び事業者を表彰することにより、男女共同参画社会の形成に対する市民及び事業者の一層の関心と意欲を高め、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(表彰対象者)

第3条 表彰の対象となる者（以下「対象者」という。）は、男女共同参画社会の推進に関し、次のいずれかに該当する取組を積極的に行っている市民及び事業者とする。

- (1) 自治公民館その他の地域活動で男女が対等な構成員として社会参画に努めること、男女の固定的役割分担意識の是正に努めることその他の男女共同参画社会の実現に向け貢献する取組
- (2) 一人ひとりの個性と能力が発揮される機会を確保するための能力開発、人材育成等又は家庭生活と仕事の両立に向けた環境整備に貢献する取組
- (3) その他男女共同参画社会の実現に努め、及び貢献する取組

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次のいずれかに該当する場合は、原則として表彰の対象としない。

- (1) 同一の取組内容で既にこの表彰を受賞したもの
- (2) 罰金以上の刑に処せられたもの。(刑の言渡しの効力を失われたものとされたものを除く。)

(応募又は推薦)

第4条 表彰は、対象者からの応募又は第三者からの推薦があったもののうちから選考し、行うものとする。

2 前項の応募又は推薦は、倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰応募・推薦用紙（別記様式）を提出することにより行うものとする。

(被表彰者の選考基準)

第5条 表彰を受けるもの（以下「被表彰者」という。）の選考基準は、別表に定めるところによる。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、被表彰者を決定しようとするときは、倉吉市男女共同参画推進市民会議に諮問し、その意見を聴くものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、倉吉市男女共同参画推進月間に被表彰者に対し、表彰状を贈呈してこれを行う。

2 市長は、表彰状の贈呈に併せて、予算の範囲内で記念品を添えることができる。

(公表)

第8条 市長は、被表彰者を表彰したときは、広報への掲載その他の方法により、公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。

別表 (第5条関係)

「倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰参考例」

選考基準の概略

※ 次に掲げる参考例に一つでも該当するものがあれば表彰選考の対象とする。ただし、「倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰応募用紙」に記載された活動内容及びこれまでの取組についても選考の対象とする。

1 自治公民館、PTA、老人クラブ等各種市民団体

(自治公民館)

- ・ 規約に男女比率の均衡を図ることができるような役員の登用規定がある。
- ・ 自治公民館長又は副館長が女性である。
- ・ 役員の男女比率のバランスがとれている。
- ・ この2年～3年、役員の男女比率の均衡に向けて努力し、実際に、若干でもバランスがとれている。
- ・ 男女が共に地域活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、地域活動(まちづくり、環境美化、自主防災組織等)に参加している。

(PTA、老人クラブ、市民団体など)

- ・ 男女の固定的役割分担意識の是正に努めるなど、男女共同参画社会の実現に貢献した。
- ・ 従来、女性(男性)の登用・参画が進んでいない分野に進出・参画し、活躍している。
- ・ 規約に男女比率の均衡を図ることができるような役員の登用規定がある。
- ・ 役員の3割以上が女性(男性)である。
- ・ 男女共同参画の視点を取り入れ、まちづくり、観光、環境、防災等の分野における地域課題の解決に向け、取組を推進している。

2 事業者(企業、自営業者等)

- ・ 事業者の代表者が女性である。
- ・ 鳥取県男女共同参画推進企業として認定されている(改正育児・介護休業法に対する就業規則の整備、男女機会均等法によるセクシャルハラスメント対策が講じられている。)
- ・ 子連れで出勤できる体制づくりがある。
- ・ 女性管理職(店長)の登用を推進している。
- ・ 採用時に育児・介護をしても障害にならない。
- ・ 家庭と仕事の両立(ワークライフバランス)に努めている。
- ・ 雇用数に男女の差がなくなるよう努めている。
- ・ 女性の提案による改革等を行っている。
- ・ 労働条件、業務に男女の差がない。
- ・ 出産が退職の理由にならない。
- ・ 男性の育児休暇の取得に努めている。
- ・ 職員の育児休暇、介護休暇の取得に努め、この2年～3年取得者が増加した。
- ・ 積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)を取り入れている。
- ・ 家族経営協定を締結している。
- ・ 子どもの参観日等への職員(保護者)の参加について配慮している。
- ・ 男女の固定的役割分担意識の是正に努めるなど、男女共同参画社会の実現に向け貢献した。

3 個人

- ・ 男女の固定的役割分担意識の是正に努めるなど、男女共同参画社会の実現に貢献した。
- ・ 従来、女性(男性)の登用・参画が進んでいない分野に進出・参画し、活躍している。
- ・ 男女共同参画の視点を取り入れ、まちづくり、観光、環境、防災等の分野における地域課題の解決に向け取組を推進している。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

(宛先)
倉吉市長

応募者 ・ 推薦者

住 所

氏 名

(フリガナ)

電話番号 () -

F A X 番号

倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰（応募・推薦）用紙

被表彰者と したいもの	住 所	
	氏 名	
	代表者名 (市民団体・ 事業者の場合)	
	電話番号	
	職業又は業種	
該当する内容の 番号に○を付け てください。	1 自治公民館など地域活動で女性の社会参画に努めるとともに、また、男女の固定的役割分担意識の是正に努めるなど、男女共同参画社会の実現に向け貢献した市民団体 2 能力開発や人材育成など女性の積極的活用と、家庭生活と仕事の両立に向けた環境整備に努め貢献した事業者 3 その他、男女共同参画社会の実現に努め貢献した個人及び市民団体、事業者	
活動内容及びこれまでの取組について、記入してください。		

※活動内容等が書ききれない場合は、別紙に記入してください。必要に応じて、補足資料や活動内容の資料等がありましたら添付してください。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
(平成13年法律第31号)

目次

前文

第1章総則(第1条・第2条)

第1章の2基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章配偶者暴力相談支援センター等(第3条-第5条)

第3章被害者の保護(第6条-第9条の2)

第4章保護命令(第10条-第22条)

第5章雑則(第23条-第28条)

第5章の2補則(第28条の2)

第6章罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施

設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き

続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身邊につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心^{しゅう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要が

あると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。））、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

（1） 申立人の住所又は居所の所在地

（2） 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

（1） 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

（2） 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時における事情

（3） 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

（4） 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に

関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の

長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限

り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の

推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用
(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
-----	-----	--

第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)

第 2 章 基本方針等 (第 5 条・第 6 条)

第 3 章 事業主行動計画等

第 1 節 事業主行動計画策定指針 (第 7 条)

第 2 節 一般事業主行動計画 (第 8 条—第 14 条)

第 3 節 特定事業主行動計画 (第 15 条)

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第 16 条・第 17 条)

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第 18 条—第 25 条)

第 5 章 雑則 (第 26 条—第 28 条)

第 6 章 罰則 (第 29 条—第 34 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、

本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時

期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 19 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 20 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 18 条第 4 項の規定に違反した者

(2) 第 24 条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 10 条第 2 項の規定に違反した者

(2) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

倉吉市男女共同参画推進市民会議委員

(平成27年4月1日～平成29年3月31日)

No.	氏名	所属	備考
1	相見 槻子	倉吉市人権教育研究会	
2	大月 悦子	公募	
3	岡本 保夫	倉吉市公民館連絡協議会	副会長
4	坂本 秀隆	倉吉市自治公民館連合会	
5	柴田 耕志	倉吉商工会議所	
6	田倉 叔子	公募	
7	竹森 民枝	公募	
8	谷本 静枝	公募	会長
9	中江 雅文	有識者	
10	八田 学	倉吉市立中学校長会	
11	福井 靖子	倉吉男女共同参画推進会議	
12	山本 伴子	JA鳥取中央女性会倉吉支部	

男女共同参画関係年表

	世界	日本	倉吉市
昭和20年 (1945年)	■国際連合誕生		
昭和21年 (1946年)	■婦人の地位委員会発足	■史上初の婦人参政権確立 ■「日本国憲法」公布	
昭和29年 (1954年)			■倉吉市連合婦人会結成
昭和42年 (1967年)	■「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
昭和47年 (1972年)	■1975年を国際婦人年とすることを宣言		
昭和49年 (1974年)			■倉吉市婦人連絡会結成
昭和50年 (1975年)	■国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ：第1回世界女性会議) ■「世界行動計画」採択 ■1976年から1985年までを「国連婦人の10年」と決定	■内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」設置 ■総理府婦人問題担当室業務開始 ■育児休業奨励金制度発足 ■国際婦人年記念日本婦人問題会議開催	
昭和51年 (1976年)	■「国連婦人の10年」始まる ■ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室設置	■「民法等の一部を改正する法律」施行(離婚復氏制度)	
昭和52年 (1977年)		■「国内行動計画」策定 ■「国内行動計画前期重点目標」決定 ■国立婦人教育会館開館	
昭和54年 (1979年)	■第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		
昭和55年 (1980年)	■国連婦人の10年中間年世界会議開催(コペンハーゲン：第2回世界女性会議) ■「女子差別撤廃条約」署名式開催(75カ国)	■「女子差別撤廃条約」署名 ■「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」成立(配偶者の相続分引き上げ等)	
昭和56年 (1981年)	■「女子差別撤廃条約」発効 ■ILO156号条約採択	■「国内行動計画後期重点目標」決定	

	世界	日本	倉吉市
昭和57年 (1982年)			■倉吉市婦人団体連絡協議会結成
昭和59年 (1984年)	■ナイロビ世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議開催(東京)	■アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 ■「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」成立(国籍の父母両系主義等)	
昭和60年 (1985年)	■国連婦人の10年最終年世界会議開催(ナイロビ:第3回世界女性会議) ■「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	■「国民年金法等の一部を改正する法律」成立(女性の年金権の確立) ■「男女雇用機会均等法」成立 ■「女子差別撤廃条約」批准	
昭和61年 (1986年)		■「男女雇用機会均等法」施行	
昭和62年 (1987年)		■「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和63年 (1988年)		■「婦人週間40周年記念全国会議」開催	
平成2年 (1990年)	■国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	■「西暦2000年に向けての新国内行動計画」見直し方針決定	
平成3年 (1991年)		■「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定	
平成4年 (1992年)		■「育児休業法」施行 ■婦人問題担当大臣任命(内閣官房長官兼任) ■「農村漁村の女性に対する中長期ビジョン」発表	
平成5年 (1993年)		■「パートタイム労働法」施行 ■中学校において、技術・家庭科の男女履修	
平成6年 (1994年)	■ESCAP地域準備会議「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む)採択	■総理府に男女共同参画室を設置 ■男女共同参画審議会を設置 ■男女共同参画推進本部を設置 ■法制審議会民法部会、選択的夫婦別姓の導入を含む試案を了承 ■高等学校において、家庭科の男女履修	■倉吉市婦人連絡会を倉吉市女性連絡会に改称

	世界	日本	倉吉市
平成7年 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> ■第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択 ■国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■育児休業法を大幅改正し「育児・介護休業法」成立 ■「ILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ■生涯学習促進総合事業における「男女共同参画社会づくりモデル市町村事業」の指定(倉吉市教育委員会生涯学習センター) ■倉吉市女性問題意識調査
平成8年 (1996年)	<ul style="list-style-type: none"> ■第83回ILO総会「家内労働に関する条約及び勧告」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画2000年プラン」策定 ■男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ■選択的夫婦別姓の導入等民法改正法案要綱を決定・答申 	<ul style="list-style-type: none"> ■企画部企画課女性政策担当設置 ■女性交流室設置(生涯学習センター内) ■女性活動アドバイザー設置 ■「くらし男女共同参画プラン」策定 ■「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」策定(第3章男女共同参画社会の実現)
平成9年 (1997年)	<ul style="list-style-type: none"> ■第41回婦人の地位向上委員会開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女雇用機会均等法」改正(平成11全面施行) ■「介護保険法」成立(平成12年施行) ■総理府「男女共同参画審議会」設置 	
平成11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> ■国連総会「女性に対する暴力撤廃国際日(11月25日)」を制定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画社会基本法」成立・施行 ■「食料・農業・農村基本法」成立・施行 ■男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ■倉吉市男女共同参画推進懇話会設置 ■倉吉市における男女共同参画の現状と対策について中間報告
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ■国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とインシアチブ」採択 ■「女性差別撤廃条約選択議定書」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ■「児童虐待防止法」成立・施行 ■「ストーカー行為規制法」成立・施行 ■男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ■男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ■「男女共同参画基本計画」策定 ■「男女共同参画週間について」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> ■女性政策の推進から男女共同参画推進に変更される。 ■倉吉市男女共同参画推進懇話会開催 ■第2次男女共同参画プラン策定に係る市民意識調査 ■「第2次くらし男女共同参画プラン」策定

	世界	日本	倉吉市
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画会議設置 ■内閣府男女共同参画局設置 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)施行 ■「男女共同参画週間」開始 ■閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 ■男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動について」 	<ul style="list-style-type: none"> ■鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」倉吉未来中心に設置 ■第2次くらし男女共同参画プランを倉吉市ホームページで広報
平成14年 (2002年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「少子化対策プラスワン」決定 	
平成15年 (2003年)	<ul style="list-style-type: none"> ■女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ■男女共同参画社会の将来都市像検討会開催 ■「次世代育成支援対策推進法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ■生活環境部人権局人権政策課男女共同参画係設置 ■「倉吉市男女共同参画推進条例づくりをすすめる会」開催 ■男女共同参画「フォーラム」開催(倉吉市・鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」共催) ■男女共同参画都市宣言
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ■男女共同参画会議に対し、男女共同参画基本計画に関する諮問 ■「配偶者暴力防止法」改正 ■「配偶者暴力防止法」に基づく基本方針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■倉吉市男女共同参画推進条例をつくる会(市民公募18名)開催 ■市内全地区公民館(関金を含む)会場において市民の意見集約 ■「倉吉市男女共同参画推進条例」制定
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方ー男女がともに輝く社会へー」答申 ■「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「倉吉市男女共同参画推進条例」施行 ■倉吉市男女共同参画推進月間(フォーラム)6月開催 ■第3次くらし男女共同参画プラン策定委員会開催 ■倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会開催 ■倉吉市男女共同参画推進市民会議開催 ■「第3次くらし男女共同参画プラン」策定

	世界	日本	倉吉市
平成18年 (2006年)	■第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)	■男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ■「男女雇用機会均等法」改正 ■「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	■倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会開催 ■倉吉市男女共同参画推進市民会議開催
平成19年 (2007年)	■第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ニューデリー)	■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ■「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ■「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	■くらし男女共同参画推進スタッフ設置 ■倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会開催 ■倉吉市男女共同参画推進市民会議開催
平成20年 (2008年)		■男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」 ■「DV防止法」改正	■倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会開催 ■倉吉市男女共同参画推進市民会議開催
平成21年 (2009年)		■「次世代育成支援対策推進法」改正	■くらし男女共同参画推進スタッフ設置要綱 ■倉吉市男女共同参画講演会 ■倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会開催 ■倉吉市男女共同参画推進市民会議開催
平成22年 (2010年)	■国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	■APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 ■第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合 ■「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ■「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	■倉吉市男女共同参画推進月間6月開催 ■倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査実施 ■倉吉市男女共同参画講演会 ■倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会開催 ■倉吉市男女共同参画推進市民会議開催 ■市民との協働による「女性塾」開催 ■「第4次くらし男女共同参画プラン」策定

	世界	日本	倉吉市
平成23年 (2011年)	■UN Women 正式発足		<ul style="list-style-type: none"> ■倉吉市男女共同参画推進月間(6月)の実施 ■倉吉市男女共同参画推進講演会の実施 ■倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会の開催 ■倉吉市男女共同参画推進市民会議の開催 ■くらし男女共同参画推進スタッフ会の開催 ■市民との協働による「女性塾」の開催
平成24年 (2012年)	■第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	■「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	<ul style="list-style-type: none"> ■倉吉市男女共同参画推進月間(6月)の実施 ■倉吉市男女共同参画推進講演会の実施 ■倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会の開催 ■倉吉市男女共同参画推進市民会議の開催 ■くらし男女共同参画推進スタッフ会の開催 ■市民との協働による「女性塾」の開催
平成25年 (2013年)		<ul style="list-style-type: none"> ■若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行) ■「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■倉吉市男女共同参画推進月間(6月)の実施 ■倉吉市男女共同参画推進講演会の実施 ■倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会の開催 ■倉吉市男女共同参画推進市民会議の開催 ■くらし男女共同参画推進スタッフ会の開催 ■市役所内における推進方策の決定 ■市民との協働による「女性塾」の開催
平成26年 (2014年)	■第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	<ul style="list-style-type: none"> ■「日本再興戦略」改定2014(平成26年6月24日閣議決定)に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。 ■女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo 2014)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■倉吉市男女共同参画推進月間(6月)の実施 ■倉吉市男女共同参画推進講演会の実施 ■倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会の開催 ■倉吉市男女共同参画推進市民会議の開催 ■くらし男女共同参画推進スタッフ会の開催 ■市民との協働による「女性塾」の開催 ■「倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰要綱」の制定

	世界	日本	倉吉市
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ■国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ■倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査実施 ■倉吉市男女共同参画講演会の実施 ■倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会開催 ■倉吉市男女共同参画推進市民会議開催 ■市民との協働による「女性塾」開催 ■「第5次くらし男女共同参画プラン」策定

用語解説 (※ 1～※27)

※1 ライフスタイル

その人の人生観、価値観を反映した生き方。生活の様式、営み方。

※2 事業者

倉吉市男女共同参画推進条例に定義されており、市内に事務所または、事業所を有する法人及び個人その他団体のこと。

※3 メディアリテラシー

テレビや新聞記事など、情報が流通する媒体(メディア)を取捨選択して活用する能力のこと。

※4 性別による固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※5 倉吉市男女共同参画推進月間

男女共同参画推進のための取り組みを、国の男女共同参画週間(6月23日～29日)と合わせ6月に行う。

※6 くらよし男女共同参画推進スタッフ

くらよし男女共同参画推進スタッフ会設置要綱に定義されており、市内各地区自治公民館協議会からの推薦を得た男女各1名、商工関係団体等からの推薦を得た者、公募による者で構成されている。

※7 女性のエンパワーメント

女性が「力をつけること」を言い、女性一人ひとりが、法的、経済的、政治的な力や自己決定能力などの力をつけていくことです。そのことにより、女性の社会的な力を高め、政策・方針決定過程へ

参画していくことを目指している。

※8 審議会

地方自治法(第202条の3)に基づく審議会で、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めにより、その事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関。倉吉市においては国民健康保険運営協議会(平成27年4月1日現在)他25の審議会が設置されている。

※9 委員会

地方自治法(第180条の5)に基づく委員会で、法律の定めにより設置が義務付けられています。倉吉市においては、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会が設置されている。

※10 鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」

鳥取県の男女共同参画社会をつくるための、学習、啓発、情報提供、相談、活動支援を行っていく拠点施設です。誰でも自由に利用ができる交流サロンや図書の貸し出し、保護者同伴で利用できる子ども室などが完備されている。(倉吉未来中心1階)

※11 ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、それぞれの段階のことを言います。家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

※12 DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のことを言い、DVと略されます。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力などいろいろな形で身近に

存在します。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律は性別に関わらず配偶者（「内縁関係」や「事実婚」、離婚した配偶者を含む。）等からの暴力の被害者を対象としており、配偶者暴力相談支援センターの設置や保護命令など被害者保護のための措置を定めている。

※13 セクシュアル・ハラスメント

相手の気持ちに反した性的ないやがらせのことを指し、身体への不必要な接触や性的な発言、不快な環境などがあげられます。特に職場で問題になることが多いことから、男女雇用機会均等法で事業主の防止義務が規定されている。

※14 パワー・ハラスメント

職場において、職務上の地位や影響力に基づき、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与え、その就業環境を悪化させる行為のこと。

※15 マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うこと。

※16 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年の国際人口・開発会議で提唱された概念です。いつ、何人、子どもを産むか産まないかを選ぶ自由や、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、自分の生涯にわたる健康を主体的に確保する必要があるという考え方。

※17 男女雇用機会均等法

職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに、家庭と仕事が両立できるように作られた法律です。平成19年に改正され、「間接差別」の禁止、妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いの禁止、さらに女性だけでなく男性へのセクハラ防止対策を企業へ義務付けている。

※18 育児・介護休業法

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」といいます。）は、育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、合わせて、経済及び社会の発展に寄与することを目的としています。次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている仕事と家庭の両立支援等をより一層推進するため、働き方の多様化を踏まえた育児休業制度の整備並びに育児や介護をしながら働き続けることができる環境の整備を推進するため、育児・介護休業法が改正され、平成17年4月1日から施行されている。

※19 ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態を言い、そのための職場や社会環境を整えること。

※20 家族経営協定

家族経営が中心の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、家族が話し合い、農業経営方針、労働報酬、休日などを文書で取り決めるもの。

※21 外国にルーツを持つ人

日本に在住する日本国籍を有しない人、又は、両親・祖父母等のいずれかが、外国に祖先(ルーツ)を持つ日本国籍を有する人。

※22 「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」

近年、母子・父子家庭のひとり親家庭が増えている中、自立支援策が求められている。この計画は、倉吉市子ども・子育て支援事業計画の部門計画である。

※23 公益財団法人鳥取県国際交流財団(倉吉事務所)

多文化共生の社会づくりを目指し、県民、民間団体、行政が一体となって全県的な国際交流活動を推進するとともに、多様な文化への理解と諸外国との協力関係を深め、もって国際性豊かな県民の育成と地域の活性化を図り、世界に開かれ、世界に貢献する鳥取県づくりに寄与することを目的として活動。(鳥取県中部総合事務所別館)

※24 鳥取県中部地区日韓親善協会

中部地区において日韓両国の理解と友好を深め、親善交流を通じて両国の平和と繁栄に寄与するため、日韓に関する様々な学習、各種行事の開催、啓発活動など、民間レベルでの日韓交流に資する事業活動を行っている。

(事務局:倉吉市役所観光交流課内)

※25 Tori フレンド network

同じ地域に住む外国人と日本人がお互いを理解し、よりよい環境を作り暮らしていくために、外国人が中心となつてうまれたネットワーク。

※26 倉吉市男女共同参画推進本部会議・幹事会

倉吉市男女共同参画推進条例第17条の規定に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策を円滑かつ効果的に推進するため、倉吉市男女共同参画推進本部を設置し、推進本部の所掌事務を効果的に遂行するため幹事会を置く。

※27 NPO(Non-Profit Organizationの略)

行政や企業とは別に社会に貢献する活動を行う非営利の民間組織。

1998年に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が成立し、法律上明確な位置付けがされた。

倉吉市企画振興部人権局 男女共同参画係

〒682 - 8611 鳥取県倉吉市葵町 722

TEL0858 - 22 - 8130 / FAX0858 - 22 - 8135

E-mail : jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp